

自動車審査部における審査の概要について

自動車審査部長 碇 孝浩

1. はじめに

新たに自動車を使用するときは道路運送車両法に基づき、運輸支局等で新規検査を受けることが義務づけられている。この新規検査を効果的、かつ適正に実施して、安全の確保や環境の保全を図るために、自動車等が基準に適合しているかどうかを事前に審査する型式指定制度が設けられている。

自動車審査部は、自動車及び装置に関し、国に行う型式指定業務の一環として、安全・環境基準への適合性、燃料消費量の確認等について、公正・中立な立場で審査を行う我が国唯一の機関である。

当部では、審査業務を確実かつ効率的に実施するため、以下の取り組みを行っている。

なお、ここでは、平成 20 年度に実施したものを中心として記載している。

1. 1. 組織運営

審査業務に関する基本的な方針の検討を行うとともに、業務運営に係る総合調整を行うため、審査運営会議を開催し、審査業務実行状況の把握、審査業務関連の規定制定、業務評価に係る指標の検討、ユーザーニーズに対応した業務改善方策等の策定を行っている。

また、基準の強化、新技術の導入等に対応しつつ自動車等の審査を機動的かつ効率的に実施するため、前年に引き続きスタッフ制のもとで審査の専門分野ごとにグループを編成する体制とし、組織運営の効率化的観点から、基準の新設等による業務量の拡大、新規業務の追加等に応じて適宜柔軟にグループの改編を行っている。

その他、自動車試験場の技術補助員（非常勤）を 5 名体制とし、自動車試験場の試験実施能力の強化を行った。

2. 自動車等の審査業務

平成 20 年度における自動車等の審査件数は、自動車 640 件（3,304 型式）、装置 346 型式である。このう

ち、不合格となった、又は、設計変更等をした件数は 9 件である。この中には、ブレーキの制動停止距離超過、可動部展開時に灯火が覆われてしまう不備等、安全確保等に直接関連する事項も見受けられた。

一方、新技術採用車両（前側方 P C S 車両）の審査に当たっては、研究部門と審査部門との共同チームを結成し、研究部門と連携を図って審査を行った。

さらに、審査の重点化・合理化と申請者に対するサービス向上を図るため、構造確認試験方法の見直し、電子申請に係る仕組みの見直し検討等を実施した。

これらに加えて、審査体制を整備するため、以下の措置を行った。

2. 1. 施設整備等

平成 20 年度には、平成 23 年からの次期燃費基準の燃費測定が可能となるよう排出ガス測定用シャシダイナモーターの改造及び平成 21 年からのディーゼル車ポスト新長期規制の計測が可能となるよう PM 採取制御システム等の改造を行った。また、ダミー検定装置の検定ソフト及び制御パソコンを更新するとともに、前面衝突試験に使用するダミーを新たに購入しダミーの老朽更新を行った。更に、確実な審査を行うため、排出ガス試験、乗員保護試験、騒音試験、ブレーキ試験等に係る試験機器の定期点検整備、機器等の校正を適宜、実施している。

一方、申請者等の利便性向上及び審査業務効率化のため、審査部ネット（申請者と審査部を結ぶ電子情報システム）の安全・環境基準に係る最新の法令情報の掲載等の充実やソフトの改修を行い、また、申請等に係る一連の決済済み書類を電子化し、「自動車審査書類検索システム」に取り込み、データベース化する等の対応を行っている。

2. 2. 職員研修等

審査を確実かつ効率的に実施するためには、審査能力の向上は不可欠である。このため、自動車等の保安基準適合性の審査業務に必要な知識の習得及び各職

員の担当する審査項目や範囲をグループ横断的に管理することを目的として、平成18年4月より「自動車審査試験実施能力認定制度」を導入した。この制度に基づき、職員に研修を行い、担当グループを超えて試験項目毎に試験実施能力の認定を与え、管理している。平成20年度末現在で、205件の認定を行った。

研修の具体的な内容としては、歩行者頭部保護試験に関する研修、ブレーキ試験に関する研修、側面衝突試験に関する研修、中・軽量車の排出ガス試験に関する研修等を実施した。

また、審査部へ新規に配属された職員等に対する研修用「審査マニュアル」の作成を行い、審査部業務の全体概要が容易に理解できるよう、工夫して研修を実施した。

2. 3. 新技術への対応

E10燃料自動車や燃料電池自動車、前照灯ハイ・ロー自動切換自動車等の大台認定車についての審査を、平成20年度に10件実施した。また、車両の前側方障害物を検知し出会い頭事故時の被害軽減を図る、予防安全装置の「前側方PCS」(プリクラッシュセーフティシステム)を搭載した自動車の審査においては、研究部門と自動車審査部門との共同チームを結成し、研究者の知見を活かしながら申請内容を検討する等の審査を行った。

2. 4. 審査の合理化と申請者の利便性向上

審査方法の合理化として、平成18年度に創設した「先行受託試験（車両の型式指定申請等（本申請）に先立って、技術基準に規定する試験を行い、当該試験データを本申請時の審査に活用できるようにする制度）」を活用し、型式指定等の申請スケジュールに縛られない、開発スケジュールに合わせた柔軟な試験スケジュールでの試験実施を行うとともに、複数の試験を同一の試験車で実施することによる試験車両数の削減や、審査業務量の平準化を行った。平成20年度の実績は93件と、着実に件数が増加している。

また、申請者への利便性向上としては、申請者ニーズを踏まえて、変更内容が軽微な場合に電話ヒアリングの導入、さらに、申請者からの照会処理を円滑に実施するための照会規程の制定、又は排出ガス試験の際の走行モード表示装置に小型軽量化等14件の改善を行った。

3. まとめ

独立行政法人化以降、各年度計画に規定した事項については着実に実施してきたが、今後とも、施設の維持管理、職員の研修等により適切な審査体制を保持するとともに、基準の制定、改正等に対しては、必要に応じて施設の新設、改修、職員の研修を実施する等の措置により、審査体制の整備を行うこととしている。また、併せて、審査の合理化、申請者の利便性向上にも努めて参りたい。

【参考】

平成20年度研修風景

